

官民競争入札等監理委員会の当面の進め方について（案）

平成 24 年 8 月 29 日
官民競争入札等監理委員会

官民競争入札等監理委員会の当面の進め方は以下のとおりとする。

1. 官民競争入札等監理委員会

公共サービス改革基本方針案（対象事業の選定を含む）、官民競争入札又は民間競争入札（以下、「官民競争入札等」という。）の実施要項案及び法第 7 条第 8 項に基づく評価案についての審議のほか、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

原則、月 1 回程度の開催とするが、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合は、監理委員会運営規則に基づき書面審議を行うこととする。

2. 入札監理小委員会

法の対象事業に選定された事業について、官民競争入札等の実施要項案の策定に関する調査検討及び当該事業の終了にあわせて行う評価案に関する調査検討等を行う。

なお、A・Bの2グループで分担し、担当分野は原則として以下のとおりとする。

Aグループ：施設管理、試験・研修、国民年金、登記簿 等

Bグループ：OA、統計、公園関係、空港関係、発注者支援 等

3. 公共サービス改革小委員会

国の行政機関等に対し、官民競争入札等の対象事業の選定等に関する調査検討を行う。本小委員会に、施設・研修等分科会及び公物管理等分科会を設置する。

なお、これまで設置されていた統計調査分科会、国立大学法人分科会は廃止し、施設・研修等分科会に引き継ぐものとする。

4. 地方公共サービス小委員会

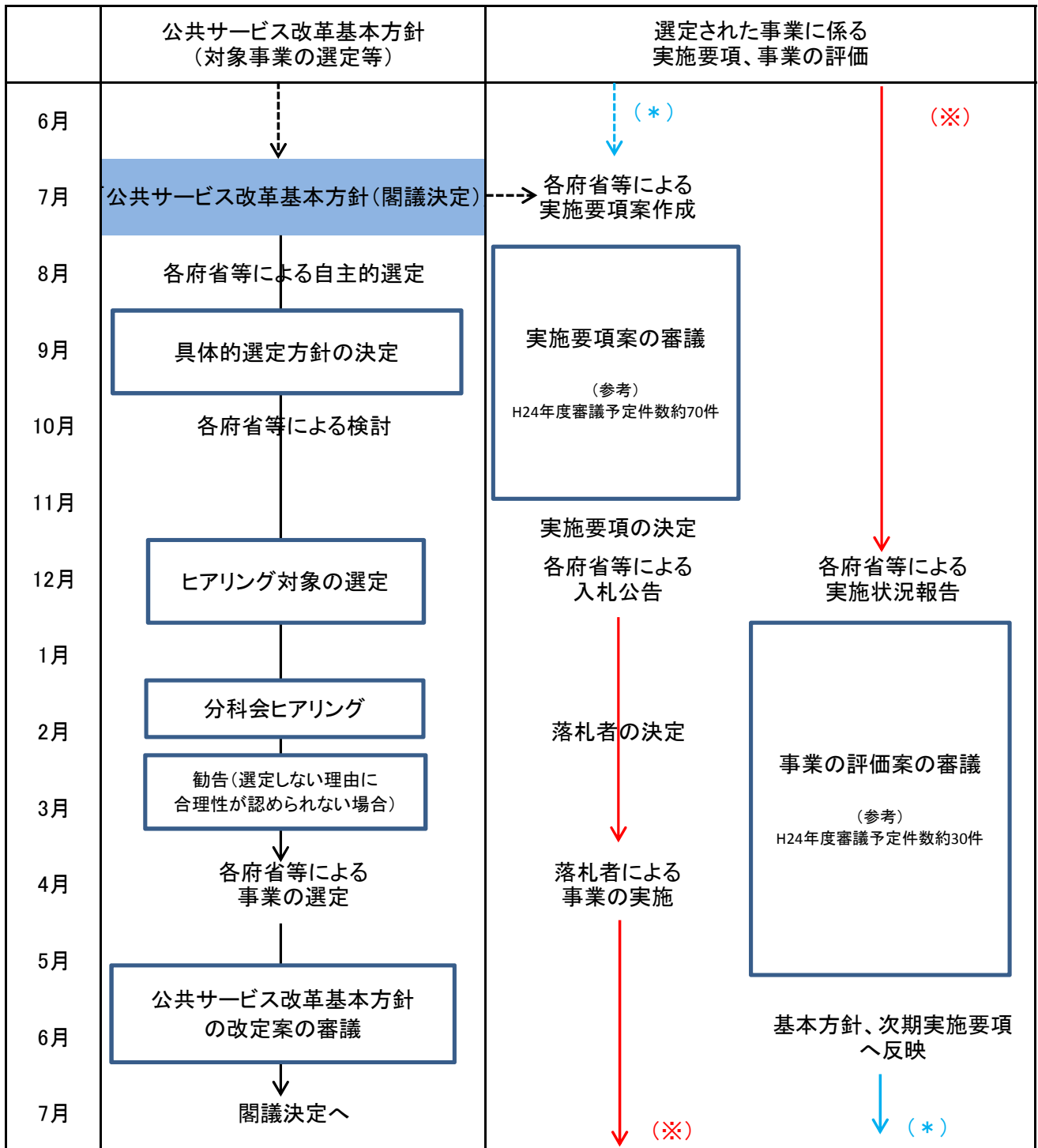
法第 4 条 2 項に基づき、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、競争の導入による公共サービスの改革に関する必要な措置について調査検討を行うこととする。

5. その他の活動

官民競争入札等監理委員会令第 7 条に基づき、以下のワーキンググループが設置されており、引き続きその活動を進めるものとする。

業務フロー・コスト分析・情報開示に関するワーキンググループ

官民競争入札等監理委員会の年間スケジュール



○上記スケジュールは事業開始を4月と想定しています。